

岬町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 5 号

岬町財務規則の一部を改正する規則

岬町財務規則（平成 5 年規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条の 2 を削る。

第 5 9 条第 3 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同条第 4 号及び第 5 号中「1 0 0 万円」を「1 5 0 万円」に改める。

第 2 0 3 条の見出し中「事務の総括」を「事務」に改め、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 行政財産の取得及び管理に関する事務は、当該財産を所管する主管部長等が行う。

3 普通財産の取得、交換、管理及び処分に関する事務は、管財担当部長が行う。ただし、町長がこれらの事務の全部又は一部を処理すべき主管部長等を指定した場合は、この限りでない。

第 2 0 4 条第 3 号から第 6 号までを削る。

第 2 1 5 条第 1 項中「、町長の決裁を受けなければならない」を「、許可することができる」に改め、同条第 2 項中「、前項の規定により、行政財産の使用許可が決定されたときは」を「、行政財産の使用を許可したときは」に改める。

第 2 4 5 条第 1 項第 1 号中「比較的長期間」を「3 年以上」に改め、同号ア中「購入価格」を「取得価格」に、「評価額」を「見積価格」に、「3, 0 0 0 円以下」を「1 0 万円未満」に、「図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料、価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。」を「次条に定めるものを除く。」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（1 0 万円未満の備品）

第 2 4 5 条の 2 前条第 1 項第 1 号アに規定する取得価格が 1 0 万円未満の備品として取扱いをするものは、次に掲げるものとする。

(1) パーソナルコンピュータ、タブレット端末の類

(2) 印刷機、複写機その他の事務用機器の機能を有するもの

- (3) 公印
- (4) 机、椅子、戸棚の類
- (5) 図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料、価値の高い図書その他保存の必要のある図書
- (6) 国庫補助金等で取得した物品で法令等の規定により備品として取り扱うべきものとされているもの
- (7) その他備品として取り扱うべき特別の事由があるもの

第261条中「10万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。